

厚生労働大臣が定める揭示事項・施設基準届出状況

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

当院では、1日の入院患者数に対する看護職員を以下の通り配置し、交代で24時間看護を行っています。なお、病棟ごと配置人数は、各病棟に掲示しています。

一般病棟	入院患者7人に対して看護職員1人以上
SCU	入院患者3人に対して看護職員1人以上

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が協同して患者さんに関する診療計画を策定し、入院後7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び栄養管理体制、意思決定支援体制及び身体拘束の基準を満たしています。

4. 当院は関東信越厚生局に下記の届出を行っております。

1) 入院時食事療養(Ⅰ)の届出に関する事項

当院は、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を、適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しております。

2) 施設基準等に係る届出の状況

別添の [「施設基準届出状況」](#) をご参照ください。

5. 明細書発行体制について

当院は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方につきましても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点をご理解いただき、ご本人以外が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

6. 保険外負担に関する事項について

当院では、個室使用料などにつきまして、その理由日数等に応じた実費のご負担をお願いしています。

(1) 特別療養環境の提供

別添の [「特別療養環境の提供」](#) をご参照ください。

(2) 保険外負担に係る費用

別添の [「保険外負担一覧表」](#) をご参照ください。

7. 医療 DX 推進体制整備加算について

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。また、電子処方箋及び診療情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

8. 医師事務作業補助体制加算 1 に関する事項

当院では勤務医の負担軽減及び処遇改善のため、事務職員（秘書）による医師事務作業の軽減、複数主治医制の実施、短時間正規雇用医師の活用に取り組んでいます。

9. 院内トリアージ実施料に関する事項

当院は、院内トリアージ基準に基づき診察前に医師又は秘書が症状をうかがい、患者様の緊急度を判断し、より早期に診療を要する患者様を優先する仕組みとしております。そのため診察は受付順ではありませんのでご理解・ご協力をお願いいたします。

10. コンタクトレンズ検査料 1 に関する事項

当院は「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準を届け出を行い、下記の点数を算定しております。

1) 初診料及び再診料

初診料：288 点

再診料：73 点

※当院又は当院と特別の関係にある保険医療機関において、過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定いたします

2) 当院において算定するコンタクトレンズ検査料の区分の点数：200 点

3) コンタクトレンズ診療を行っている医師の氏名及び眼科診療経験

医師：靄見 祐子

経験：16 年（2025 年 4 月現在）

以上の項目につきましてご不明な点等がございましたら、受付までお申し出ください。
担当の者がご説明いたします。

11. 禁煙外来（ニコチン依存管理料）について

当院はニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙のための治療的サポートをする禁煙外来を行っています。なお、最適な療養環境の提供と健康増進のため当院敷地内は屋内外とも全面禁煙（電子たばこ・非燃焼・加熱式たばこを含む）ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

12. 施設基準の定めにより掲示する手術の件数

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術及び、その他施設基準の定めにより掲出が必要な手術の件数（2024年実績）は下記の通りです。

区分	手術名	件数
区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	3
区分2	イ 水頭症手術等	177
その他の区分		65
合計		245

当院全体の手術内容については[「手術内容」](#)をご参照ください。